

学内の事務手続きにおける印鑑廃止について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年9月24日）

河野行政改革担当大臣が行政手続きでの印鑑使用を原則廃止することを求めるとの報道がありました。

京都大学では、多くの諸届、報告書類等に、学生や指導教員の押印が義務付けられています。コロナ禍で、一部は印鑑省略が認められていますが、かねてから、印鑑の必要性がないと思われる書類にも押印が求められます。職員の方にその理由を伺うと従来からそうしているという回答で、まさに前例踏襲です。指導教員に押印していただくためのスケジュール調整にかなりの日数を要したことも少なくありません。

押印の必要がなくなればメールでの書類提出が可能となり、学生や教員の負担軽減だけでなく、職員の皆さんの業務も効率化されます。

国が印鑑廃止に向けて動き始めた今こそ、政府に負けないスピード感をもって、業務フローの抜本的見直し、デジタル化を進めて、印鑑全廃を実現していただきたいと思います。

河野大臣は、印鑑廃止ができない場合はその理由を求めています。私も同様に求めます。

よろしくご検討ください。

【回答】（回答日：2020年9月30日）

（回答者：教育推進・学生支援部）

書類の押印廃止については、京都大学でも順次進めています。

ただし指導教員の事前の承認を確認するため、一部押印を必要としているものもあります。

なお、学生・教員の負担軽減、業務の効率化につながる変更が可能であれば、デジタル化も含めて、順次見直しを行っています。

過去の例として、入学予定者サイトや授業料免除のWeb手続きが挙げられますが、引き続き検討を進めていきます。